

金融取引小六法 目次

民法編

第一編 総則	第一章 通則
第二章 人	第一節 権利能力
	第二節 行為能力
	第三節 住所
	第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告
	第五節 同時死亡の推定
第三章 法人	
第四章 物	第五章 法律行為
	第一節 総則
	第二節 意思表示
	第三節 代理
	第四節 無効及び取消し
	第五節 条件及び期限
第六章 期間の計算	
第七章 時効	
第一節 総則	
第二節 取得時効	
第三節 消滅時効	

九九九八七八七六五六四四三四三三三 三二二二一

第二章	占有権
第一節 占有権の取得
第二節 占有権の効力
第三節 占有権の消滅
第四節 準占有
第三章 所有権
第一節 所有権の限界
第一款 所有権の内容及び範囲
第二款 相隣関係
第二節 所有権の取得
第三節 共有
第四章 地上権
第五章 永小作権
第六章 地役権
第七章 留置権
第八章 先取特権
第一節 総則
第二節 先取特権の種類
第一款 一般的の先取特権
第二款 動産の先取特権
第三款 不動産の先取特権
第一節 総則
第二節 先取特権の順位
第三節 先取特権の効力
第四節 権利質
第九章 質権
第一節 総則
第二節 不動産質
第三節 不動産質
第四節 抵当権
第十章 抵当権
第一節 総則
第二節 抵当権の効力
第三節 抵当権の消滅
第四節 根抵当
第三編 債権
第一章 総則
第一節 債権の目的

西西西三三三一五五九八八王王王王三三五四三三三三三三三

第三節	多數当事者の債権及び債務
第一款	総則
第二款	不可分債権及び不可連帶債務
第三款	保証債務
第四款	債権の譲渡
第五款	債権の消滅
第六款	貸金等根保証契約
第七款	弁済
第八款	弁済の目的物の供託
第九款	弁済による代位
第十款	更改
第十一款	免除
第十二款	混同
第一節	総則
第一款	契約の成立
第二款	契約の効力
第三款	契約の解除
第二節	贈与
第三節	売買
第一款	総則
第二款	売買の効力
第三款	買戻し
第四節	交換
第五節	消費貸借
第六節	使用貸借
第七節	賃貸借

1999-2000
2000-2001
2001-2002
2002-2003
2003-2004
2004-2005
2005-2006
2006-2007
2007-2008
2008-2009
2009-2010
2010-2011
2011-2012
2012-2013
2013-2014
2014-2015
2015-2016
2016-2017
2017-2018
2018-2019
2019-2020
2020-2021
2021-2022
2022-2023
2023-2024

第一款	総則
第二款	賃貸借の効力
第三款	賃貸借の終了
第八節	雇用
第九節	請負
第十節	委任
第十一節	寄託
第十二節	組合
第十三節	終身定期金
第十四節	和解
第三章	事務管理
第四章	不当利得
第五章	不法行為
第四編 親族	
第一章 総則
第二章 婚姻
第一節 婚姻の成立
第二節 夫婦財産制
第三節 総則
第一款 法定財産制
第二款 離婚
第三節 協議上の離婚
第一款 裁判上の離婚
第二章 親子	
第一節 実子
第二節 養子
第三節 縁組の要件
第一款 縁組の無効及び取消
第二款 紛糾の効力
第三款 離縁
第四款 特別養子
第五款 親權

第五章	後見	第一節 総則	第一節 後見の開始
		第二節 親権の効力	第二節 後見の機関
		第三節 親権の喪失	第三節 後見監督人
第六章	第三節 後見の事務	第四節 後見の終了	第四節 後見及び補助
		第五節 保佐	第五節 保佐
第七章	第二節 補助	第六節 扶養	第六節 扶養
第五編	相続		
第一章	第一章 総則		
第二章	第二章 相続人		
第三章	第三章 相続の効力		
第四章	第四章 相続の承認及び放棄		
第五章	第一節 総則	第一節 総則	第一節 総則
	第二節 相続の承認	第二節 相続分	第二節 相続分
第六章	第三節 財産分離	第四節 遺産の分割	第四節 遺産の分割
第七章	第五章 相続人の不存在	第五章 遺言の効力	第五章 遺言の効力
第一節	第六章 遺言の方式	第六章 遺言の方式	第六章 遺言の方式
第二節	第七章 普通の方式	第七章 特別の方式	第七章 特別の方式
第三節	第一款 遺言	第一款 遺言	第一款 遺言
第四節	第二款 遺言の執行	第二款 遺言の執行	第二款 遺言の執行
第五節	第三款 遺言の撤回及び取消し	第三款 遺言の撤回及び取消し	第三款 遺言の撤回及び取消し

建物の区分所有等に関する法律

第八章 遺留分	不動産登記法(抄)	一〇九
第二章 借地借家法		一一〇
第一章 総則		一一〇
第二章 借地		一一〇
第一節 借地権の存続期間等		一一〇
第二節 借地権の効力		一一〇
第三節 借地条件の変更等		一一〇
第四節 定期借地権等		一一〇
第三章 借家		一一〇
第一節 建物賃貸借契約の更新		一一〇
第二節 建物賃貸借の効力		一一〇
第三節 定期建物賃貸借等		一一〇
第四章 借地条件の変更等の裁判		一一〇
手続		一一〇

第八章 遺留分

力六七

供託法

第八章 不動産登記法(抄) 遺留分	第一節 借地の総則	第二節 借地の存続期間等	第三節 借地の効力	第四節 借地の変更等	第五節 定期借地権等	第六節 借家	第七節 建物賃貸借契約の更新	第八節 建物賃貸借の効力	第九節 定期建物賃貸借等	第十節 借地条件の変更等の裁判	第十一節 手続
第一章 建物の区分所有	第一節 総則	第二節 共用部分等	第三節 敷地利用権	第四節 管理者	第五節 規約及び集会	第六節 管理組合法人	第七節 義務違反者に対する措置	第八節 復旧及び建替え	第九節 団地	第三章 償地	第三章 働地
九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二

信託法(抄).....	第三章 信託法.....
電子記録債権法.....	第二章 電子記録債権法.....
第一款 総則.....	第一節 電子記録債権の発生、譲渡等.....
第二款 通則.....	第二節 電子記録債権に係る意思表示等.....
第三款 消滅.....	第三節 譲渡.....
第四款 分割.....	第四節 消滅.....
第五款 電子記録事項の変更.....	第五節 電子記録事項の変更.....
第六款 電子記録保証.....	第六節 電子記録保証.....
第七款 分割權.....	第七節 分割權.....
第八款 電子債権記録機関の変更.....	第八節 電子債権記録機関の変更.....
第九款 電子債権記録機関の変更.....	第九節 電子債権記録機関の変更.....
第十款 雜則.....	第十節 雜則.....
第三章 電子債権記録機関.....	第一節 通則.....
第一節 業務.....	第二節 業務.....
第三節 口座間送金決済等に係る措置.....	第三節 口座間送金決済等に係る措置.....
第四節 監督.....	第四節 監督.....
第五節 合併、分割及び事業の譲渡、解散等.....	第五節 合併、分割及び事業の譲渡、解散等.....
第六節 雜則.....	第六節 雜則.....
第五章 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律.....	第五章 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律.....

会社法・商法編

第一編	総則	一五
第一章	通則	一五
第二章	会社の商号	一五
第三章	会社の使用人等	一五
第四章	会社の代理人	一五
第五章	事業の譲渡をした場合の競業の禁止等	一六
第二編	株式会社	一六
第一章	設立	一六
第一節	総則	一六
第二節	定款の作成	一六
第三節	出資	一六
第四節	設立時役員等の選任及び解任	一六
第五節	設立時取締役等による調査	一七
第六節	設立時代表取締役等の選定等	一七
第七節	株式会社の成立	一七
第八節	発起人等の責任等	一七
第九節	募集による設立	一七
第一款	設立時発行株式を引	一七

第三款	第二章	第六款	第四款
報告	第七款	設立時取締役等の選任及び設立手続等の特別等	設立時取締役等の選任及び設立手続等の特別等
設立に關する事項の調査	第一節	株式の譲渡等	株式の譲渡等
第五款	第二節	株主名簿	株主名簿
第六款	第三節	株式の譲渡等	株式の譲渡等
第七款	第一款	株式の譲渡	株式の譲渡
第六款	第二款	株式の譲渡に係る承認手続	株式の譲渡に係る承認手続
第三款	第三款	株式の質入れ	株式の質入れ
第四款	第四款	信託財産に属する株式についての対抗要件等	信託財産に属する株式についての対抗要件等
第四節	第一款	株式会社による自己の株式の取得	株式会社による自己の株式の取得
第一目	第一目	総則	総則
第二目	第二目	特定の株主からの取得	特定の株主からの取得
第三目	第三目	市場取引等による取得	市場取引等による取得
第一目	第一目	株式の取得	株式の取得
第三款	第二目	取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得	取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得
第二目	第三目	取得	取得

第四款	全部取得事項付種類
第五款	株式の取得
第六款	株式の消却
第七款	相続人等に対する売渡しの請求
第八款	株式の併合等
第九款	株式の分割
第十款	株式無償割当
第十一款	株式の併合等
第十二款	株式の分割
第十三款	株式無償割当
第十四款	株式の併合等
第十五款	株式の分割
第十六款	株式無償割当
第十七款	株式の併合等
第十八款	株式の分割
第十九款	株式無償割当
第二十款	株式の併合等
第二十一款	株式の分割
第二十二款	株式無償割当
第二十三款	株式の併合等
第二十四款	株式の分割
第二十五款	株式無償割当
第二十六款	株式の併合等
第二十七款	株式の分割
第二十八款	株式無償割当
第二十九款	株式の併合等
第三十款	株式の分割
第三十一款	株式無償割当
第三十二款	株式の併合等
第三十三款	株式の分割
第三十四款	株式無償割当
第三十五款	株式の併合等
第三十六款	株式の分割
第三十七款	株式無償割当
第三十八款	株式の併合等
第三十九款	株式の分割
第四十款	株式無償割当
第四十一款	株式の併合等
第四十二款	株式の分割
第四十三款	株式無償割当
第四十四款	株式の併合等
第四十五款	株式の分割
第四十六款	株式無償割当
第四十七款	株式の併合等
第四十八款	株式の分割
第四十九款	株式無償割当
第五十款	株式の併合等
第五十一款	株式の分割
第五十二款	株式無償割当
第五十三款	株式の併合等
第五十四款	株式の分割
第五十五款	株式無償割当
第五十六款	株式の併合等
第五十七款	株式の分割
第五十八款	株式無償割当
第五十九款	株式の併合等
第六十款	株式の分割
第六十一款	株式無償割当
第六十二款	株式の併合等
第六十三款	株式の分割
第六十四款	株式無償割当
第六十五款	株式の併合等
第六十六款	株式の分割
第六十七款	株式無償割当
第六十八款	株式の併合等
第六十九款	株式の分割
第七十款	株式無償割当
第七十一款	株式の併合等
第七十二款	株式の分割
第七十三款	株式無償割当
第七十四款	株式の併合等
第七十五款	株式の分割
第七十六款	株式無償割当
第七十七款	株式の併合等
第七十八款	株式の分割
第七十九款	株式無償割当
第八十款	株式の併合等
第八十一款	株式の分割
第八十二款	株式無償割当
第八十三款	株式の併合等
第八十四款	株式の分割
第八十五款	株式無償割当
第八十六款	株式の併合等
第八十七款	株式の分割
第八十八款	株式無償割当
第八十九款	株式の併合等
第九十款	株式の分割
第九十一款	株式無償割当
第九十二款	株式の併合等
第九十三款	株式の分割
第九十四款	株式無償割当
第九十五款	株式の併合等
第九十六款	株式の分割
第九十七款	株式無償割当
第九十八款	株式の併合等
第九十九款	株式の分割
第一百款	株式無償割当

第二款	募集新株予約権の割当
第三款	募集新株予約権に係る払込み行をやめることの請求
第四款	募集新株予約権の発行をやめることの請求
第五款	新株予約権原簿の提出
第六節	新株予約権の譲渡等
第一款	新株予約権の譲渡
第二款	新株予約権の譲渡の制限
第三款	新株予約権の質入れ
第四款	信託財産に属する新株予約権についての対抗要件等
第五節	株式会社による自己の新株予約権の取得
第六節	新株予約権の行使
第七節	新株予約権の行使
第一款	総則
第二款	金銭以外の財産の出づく新株予約権の取扱い
第三款	新株予約権の消却
第四款	新株予約権無償割当て
第五款	新株予約権の行使
第六節	新株予約権の行使
第七節	新株予約権の行使
第一款	新株予約権の行使
第二款	新株予約権付社債券
第三款	新株予約権証券等の提出
第四章	機関
第一節	株主総会及び種類株主総会

第三節	役員及び会計監査人の選任及び解任	三八
第二款	種類株主総会の設置	三三
第二節	株主総会以外の機関の設置	三七
第三款	選任及び解任の手続に関する特別	三〇
第四節	取締役会	三三
第五節	取締役の権限等	三三
第一款	運営	三四
第六節	会計参与	三五
第七節	監査役	三六
第八節	監査役会	三八
第九節	監査役人	三九
第九節の二	監査等委員会	三九
第一款	権限等	三九
第二款	運営	三九
第三款	監査等委員会設置会社の取締役会の権限等	三二
第十節	指名委員会等及び執行役	三一
第一款	委員の選定、執行役の選任等	三三
第二款	指名委員会等の権限等	三三
第三款	指名委員会等の運営	三四
第四款	指名委員会等設置会社の取締役の権限等	三四
第五款	執行役の権限等	三五
第五款	役員等の損害賠償責任	三六

第五章	計算等
第一節	会計の原則
第二節	会計帳簿等
第三節	資本金の額等
第一款	総則
第二款	資本金の額の減少等
第一目	資本金の額の減少等
第二目	資本金の額の増加等
第三目	剩余金についてのその他の処分
第四節	剩余金の配当
第五節	剩余金の配当等を決定する機関の特則
第六節	剩余金の配当等に関する責任
第七章	定款の変更
第八章	事業の譲渡等
第九章	清算
第一節	総則
第一款	清算の開始
第二款	清算株式会社の機関
第一目	株主総会以外の機関の設置
第二目	清算人の就任及び解任並びに監査役の退任
第三目	清算人の職務等
第四目	清算人会
第五目	清算人の就任及び解任並びに監査役の退任
第三款	規定の適用
第四款	財産目録等
	債務の弁済等

第五款	残余財産の分配	五
第六款	清算事務の終了等	五
第七款	帳簿資料の保存	五
第八款	適用除外等	五
第二節 特別清算		
第一款	特別清算の開始	五
第二款	裁判所による監督及び調査	五
第三款	清算人	五
第四款	監督委員	五
第五款	調査委員	五
第六款	清算株式会社の行為の制限等	五
第七款	清算の監督上必要な処分等	五
第八款	債権者集会	五
第九款	協定	五
第十款	特別清算の終了	五
第三編 持分会社		
第一章 設立	・	五
第二章 社員	・	五
第一節 社員の責任等	・	五
第二節 持分の譲渡等	・	五
第三節 誤認行為の責任	・	五
第三章 管理	・	五
第一節 総則	・	五
第二節 業務を執行する社員	・	五
第三節 業務を執行する社員の職務を代行する者	・	五
第四章 社員の加入及び退社	・	五
第一節 社員の加入	・	五
第二節 社員の退社	・	五
第五章 計算等	・	五
第一節 会計の原則	・	五
第二節 会計帳簿	・	五
第三節 計算書類	・	五
第四節 資本金の額の減少	・	五

第五編 第五節 利益の配当	計算書類の閲覧に関する特則	二五
第六節 出資の払戻し	資本金の額の減少に関する特則	二五
第七節 合同会社の計算等に関する特則	利益の配当に関する特則	二五
第一款 計算書類の閲覧に関する特則	出資の払戻しに関する特則	二五
第二款 資本金の額の減少に関する特則	退社に伴う持分の払戻しに関する特則	二五
第三款 利益の配当に関する特則	出資の払戻しに関する特則	二五
第四款 第五款 第六章 定款の変更	退社に伴う持分の払戻しに関する特則	二五
第七章 解散	定款の変更	二五
第八章 清算	清算	二五
第一編 第一章 総則	第一節 清算の開始	二六
第二編 第二章 社債管理者	第二節 清算人	二六
第三編 第三章 社債権者集会	第三節 財産目録等	二六
第四編 第四章 組織変更、合併、会社分割	第四節 債務の弁済等	二六
第五編 第五章 割株式交換及び株式移転	第五節 残余財産の分配	二七
第一章 第一節 通則	第六節 清算事務の終了等	二七
第二章 第二節 組織変更	第七節 任意清算	二七
第三章 第三節 社債権者集会	第八節 帳簿資料の保存	二七
第四章 第四節 社員の責任の消滅時効	第九節 適用除外等	二七
第五章 第五節 第十節		二七

第二節 株式会社の組織変更	二二
第三節 持分会社の組織変更	二二
第二章 合併	二二
第一節 通則	二二
第二節 吸収合併	二二
第一款 株式会社が存続する	二二
第二款 吸収合併	二二
第三節 新設合併	二二
第一款 株式会社を設立する	二二
第二款 新設合併	二二
第三款 持分会社を存続する	二二
第一節 吸収分割	二二
第二款 新設合併	二二
第三章 会社分割	二二
第一節 吸収分割	二二
第二款 持分会社を設立する	二二
第三款 新設合併	二二
第一節 株式会社に権利義務を承継させる吸収分割	二二
第二款 株式会社に権利義務を承継させる吸収分割	二二
第三節 会社分割	二二
第一節 新設分割	二二
第二款 株式会社を設立する	二二
第三款 新設分割	二二
第一節 株式交換及び株式移転	二二
第二款 通則	二二
第三款 株式会社に発行済株式を取得させる株式交換	二二
合同会社に発行済株式を取得させる株式交換	二二
第三款 交換	二二

第二章 株式移転	二二
第五章 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転の手続	二二
第一節 組織変更の手続	二二
第二款 株式会社の手続	二二
第一款 持分会社の手続	二二
第二節 吸収合併等の手続	二二
第一款 吸収合併消滅会社、吸収分割会社及び株式交換完全子会社の手続	二二
第二款 吸収分割承継会社及び株式交換完全親会社の手続	二二
第三節 新設合併等の手続	二二
第一款 株式会社の手続	二二
第二款 持分会社の手続	二二
第三節 新設合併消滅会社、新設分割会社及び株式移転完全子会社の手続	二二
第一節 株式会社の手続	二二
第二節 持分会社の手続	二二
第三節 新設合併設立会社及び株式移転設立完全親会社の手続	二二
第一節 通則	二二
第二款 特別清算の開始の手続に関する特則	二二
第三款 特別清算の実行の手続に関する特則	二二
第四款 特別清算の終了の手続に関する特則	二二

第一章 会社の解散命令	二二
第二章 外国会社の取引繼續禁止又は営業所閉鎖の命令	二二
第三節 訴訟	二二
第一節 会社の組織に関する訴え	二二
第二節 売渡株式等の取得の無効の訴え	二二
第三節 株式会社における責任	二二
第四節 株式会社の役員の解任の訴え	二二
第五節 特別清算に関する訴え	二二
第六節 持分会社の財産処分の取消しの訴え	二二
第七節 社債発行会社の弁済等の取消しの訴え	二二
第三章 非訟	二二
第一節 総則	二二
第二節 新株発行の無効判決後の払戻金増減の手続に関する特則	二二
第三節 特別清算の手続に関する特則	二二
第一款 通則	二二
第二款 特別清算の開始の手続に関する特則	二二
第三款 特別清算の実行の手続に関する特則	二二
第四款 特別清算の終了の手續に関する特則	二二
第五節 外国会社の清算の手続に関する特則	二二
第六節 会社の解散命令等の手続に関する特則	二二
第七編 雜則	二二
第一章 会社の解散命令等	二二

第三章	強制執行
民事保全法	担保権の実行としての競売等
第一章 総則	四〇〇
第二章 保全命令に関する手続	四一七
第一節 総則	四一七
第二節 保全命令	四一七
第一款 通則	四一七
第二款 仮差押命令	四一八
第三款 仮処分命令	四一八
第三節 保全異議	四一九
第四節 保全取消し	四五
第五節 保全抗告	四五
第三章 保全執行に関する手続	四二〇
第一節 総則	四二〇
第二節 仮差押えの執行	四二一
第三節 仮処分の執行	四二三
第四章 仮処分の効力	四二三
第五章 責罰	四二四
破産法	四二四
第一章 総則	四二四
第二章 破産手続の開始	四二六
第一節 破産手続開始の申立て	四二六
第二節 破産手続開始の決定	四二八
第三節 破産手続開始の効果	四二九
第一款 通則	四二九
第二款 破産手続開始の効果	四三〇
第三款 取戻権	四三〇
第四款 別除権	四三〇
第五款 相殺権	四三一
第三章 破産手続の機関	四三二
第一節 破産管財人	四三二
第一款 破産管財人の選任及	四三二

第二款	破産管財人の権限等	四四四
第二節	保全管理人	四五五
第四章	破産債権	四五六
第一節	破産債権者の権利	四六六
第二節	破産債権の届出	四七八
第三節	破産債権の調査及び確 定	四九一
第一款	通則	四九二
第二款	書面による破産債権 の調査	四九三
第三款	期日における破産債 権の調査	四九〇
第四款	破産債権の確定	四九〇
第五款	租税等の請求権等に ついての特例	四九一
第四節	債権者集会及び債権者 委員会	四三三
第一款	債権者集会	四三三
第二款	債権者委員会	四三三
第五章	財团債権	四三四
第六章	破産財団の管理	四五四
第一節	破産者の財産状況の調 査	四五五
第二節	否認権	四五五
第三節	法人の役員の責任の追 及等	四五六
第七章	破産財団の換価	四五六
第一節	通則	四八一
第二節	担保権の消滅	四八一
第三節	商事留置権の消滅	四八一
第八章	配当	四八一
第一節	通則	四八一
第二節	最後配当	四八一
第三節	簡易配当	四八一
第四節	同意配当	四八一
第五節	中間配当	四八一
第六節	追加配当	四八一

第九章	破産手続の終了	四五
第十章	相続財産の破産等に関する特則	四六
第一章	相続財産の破産	四七
第二節	受遺者の破産	四八
第三節	信託財産の破産に関する特則	四九
第十章の二	外因的産処理手続がある場合の特則	五〇
第十一章	免責手続及び復権	五一
第一節	外因的産処理手続がある場合の特則	五〇
第二節	免責手続	五一
第三節	復権	五二
第十三章	外因的産処理手続がある場合の特則	五三
第一節	外因的産処理手続がある場合の特則	五三
第二節	外因的産処理手続がある場合の特則	五四
第十四章	罰則	五六
民事再生法		五六
第一章	総則	四六
第二章	再生手続の開始	四九
第一節	再生手続開始の申立て	四九
第二節	再生手続開始の決定	四六
第三章	再生手続の機関	四六
第一節	監督委員	四六
第二節	調査委員	四五
第三節	管財人	四五
第四節	保全管理人	四六
第四章	再生債権	四六
第一節	再生債権者の権利	四六
第二節	再生債権の届出	四七〇
第三節	再生債権の調査及び確定	四七一
第四節	債権者集会及び債権者委員会	四七三
第五章	共益債権、一般優先債権及び開始後債権	四七四
第六章	再生債務者の財産の調査及び確保	四七五
第一節	再生債務者の財産状況	四七五

第二節	否認権	四七
第三節	法人の役員の責任の追及	四七五
第四節	担保権の消滅	四八
第七章	再生計画	四八
第一節	再生計画の条項	四八
第二節	再生計画案の提出	四八
第三節	再生計画案の決議	四八三
第四節	再生計画の認可等	四八五
第八章	再生計画認可後の手続	四八七
第九章	再生手続の廃止	四八八
第十章	住宅資金貸付債権に関する特則	四八八
第十一章	外国倒産処理手続がある場合の特則	四九一
第十二章	簡易再生及び同意再生に関する特則	四九一
第一節	簡易再生	四九一
第二節	同意再生	四九三
第十三章	小規模個人再生及び給与所得者等再生に関する特則	四九三
第十四章	小規模個人再生	四九三
第一節	給与所得者等再生	四九八
第二節	再生手続と破産手続との間の移行	四九九
第三節	破産手続から再生手続への移行	四九九
第十五章	再生手続から破産手続への移行	五〇三
第二節	罰則	五〇三

諸法編

日本銀行法(抄)	一三三
銀行法	一三四
第一章 総則	一三四
第二章 業務	一三四
第三章 経理	一三五
第四章 監督	一三六
第五章 合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受け	一三七
第六章 廃業及び解散	一三八
第七章 外国銀行支店	一三九
第七章の二 外国銀行代理業務に 関する特別	一四〇
第七章の三 株主	一四一
第一節 通則	一四二
第二節 銀行主要株主に係る特 例	一四三
第三節 銀行持株会社に係る特 例	一四四
第一款 通則	一四五
第二款 監督	一四五
第三款 雜則	一四五
第四款 雜則	一四五
第五款 雜則	一四五
第六款 通則	一五六
第一款 業務及び子会社等	一五六
第三款 経理	一五六
第四款 監督	一五六
第五款 雜則	一五六
第七章の四 銀行代理業	一五六
第一節 通則	一五六
第二節 業務	一五六
第三節 経理	一五六

第九章の二 信用金庫代理業	六二
第九章の三 指定紛争解決機関	六三
第十章 雜則	六三
第十一章 罰則	六四
第十二章 没収に関する手続等の特例	六五
中小企業等協同組合法(抄)	六三
協同組合による金融事業に関する法律(抄)	六三
農業協同組合法(抄)	六四
労働金庫法(抄)	六四
信託業法(抄)	六五
金融商品取引法(抄)	六五
投資信託及び投資法人に関する法律(抄)	六六
保険業法(抄)	七六
保険業法施行規則(抄)	七九
信用保証協会法	八〇
第一章 通則	八〇
第二章 信用保証協会	八〇
第一節 通則	八〇
第二節 設立	八〇
第三節 管理	八〇
第四節 業務	八一
第五節 解散及び清算	八一
第六節 監督	八二
第三章 保証業務支援機関	八三
第四章 雜則	八五

債権管理回収業に関する特別措

第五章 罰則	八五
農林中央金庫法(抄)	八六
株式会社商工組合中央金庫法(抄)	八二
預金保険法(抄)	八六
貸付信託法	八〇
担保付社債信託法	八三
第一章 総則	八三
第二章 信託証書	八四
第三章 担保付社債を引き受ける者の募集	八五
第四章 担保付社債券	八五
第五章 社債原簿	八五
第六章 社債権者集会	八六
第七章 信託契約の効力等	八六
第八章 信託事務の承継及び終了	八七
第九章 雜則	八八
第十章 罰則	八九
外國為替及び外國貿易法	八〇
第一章 総則	八〇
第二章 我が国の平和及び安全の維持のための措置	八三
第三章 支払等	八三
第四章 資本取引等	八三
第五章 対内直接投資等	八五
第六章 の二 外国貿易	八六
第六章 の三 輸出者等遵守基準	八四
第七章 行政手続法との関係	八四
第七章 の二 審査請求	八四
第八章 雜則	八四
第九章 罰則	八四

置法	八四
第一章 総則	八四
第二章 許可等	八五
第三章 業務	八五
第四章 監督	八五
第五章 雜則	八五
第六章 罰則	八五
犯罪による収益の移転防止に関する法律	八五
第一章 総則	八五
第二章 特定事業者による措置	八五
第三章 疑わしい取引に関する情報の提供等	八五
第四章 監督	八五
第五章 雜則	八五
第六章 罰則	八五
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(抄)	八五
第一章 総則	八五
第二章 行政手続法との関係	八五
第三章 偽造カード等及び盜難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律	八五
第一章 総則	八五
第二章 預金口座等に係る取引の停止等の措置	八五
第三章 預金等に係る債権の消滅	八五

第四章 被害回復分配金の支払手続 第一節 通則 八八三 第二節 手続の開始等 八八三 第三節 支払の申請及び決定等 八八四 第四節 支払の実施等 八八五 第五節 手続の終了等 八八五	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 九五 第五章 罰則 第六章 刑事訴訟手続の特例 九四五 第七章 没収に関する手続等の特例 九四六 第六章 預金等に係る不当契約の取締りに関する法律 九八
第七章 罰則 第一節 雜則 八八六 第二節 罰則 八八六	◎市場経済 第八章 保全手続 第九章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等 九四七
第八章 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄) 九〇	
第九章 不公正な取引方法 九〇 第十章 不当景品類及び不当表示防止法 九三	
第十章 第一章 総則 第十一章 第二章 景品類及び表示に関する法律 九三 第十二章 第三章 規制 第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止 九三 第二節 措置命令 九三 第三節 課徴金 九三 第四節 景品類の提供及び表示の管理上の措置 九三	
第十三章 金融商品の販売等に関する法律 九八 第十四章 金融商品の販売等に関する法律施行令 九八	
第十五章 消費者契約法(抄) 九五 第十六章 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 九五	
第十七章 ◎その他 第十八章 第一章 個人情報の保護に関する法律(抄) 九七 第十九章 第二章 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(抄) 九七	
第二十章 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 九七五 第二十一章 第一章 総則 九七五	
第二十二章 利息制限法 第一章 利息等の制限 九三 第二十三章 営業的金銭消費貸借の特則 九三	
第二十四章 利息制限法 第一章 利息等の制限 九三 第二十五章 貸金業法(抄) 九三	
第二十六章 特定融資枠契約に関する法律 九三 第二十七章 第一章 手続の開始等 九三 第二十八章 第二章 支払の実施等 九三 第二十九章 第三章 手続の終了等 九三	
第二十章 臨時金利調整法 九三 第二十一章 第一章 総則 九三 第二十二章 不正競争防止法 九三	

第二章 遺留分に関する民法の特例

第三章 支援措置 九七

第四章 雜則 九八

国税徴収法(抄) 九六

滞納処分と強制執行等との手続

の調整に関する法律 九六

第一章 総則 九六

第二章 滞納処分による差押えが
されている財産にする強制執行等 九六

第三章 不動産に対する強制執行等 九六

第一節 不動産又は船舶等に対する強制執行等 九七

第二節 不動産又は船舶等に対する強制執行等 九八

第三節 債権又はその他の財産に対する強制執行等 九九

第四章 雜則 九九

国際的な協力の下に規制薬物に
係る不正行為を助長する行為
等の防止を図るための麻薬及
び向精神薬取締法等の特例等
に関する法律(抄) 九四

著作権法(抄) 九四

特許法(抄) 100

弁護士法(抄) 100

判例編

第一 銀行取引一般 103

一 銀行の責任 103

(1) 支店長(表見支配人の地位と責任 103

(2) 支店次長・支店長代理らの地位と責任 103

使用者責任 103

信用照会 103

説明義務 103

文書提出命令 103

銀行取締役の忠実義務 104

監査役・監事の忠実義務 105

制限行為能力者・障害者との取引 105

監査役・監事の忠実義務 106

の取引 106

代理人との取引 107

親子間の利益相反行為 107

代理権の授与 107

双方代理 107

表見代理 108

会社との取引 108

無権代理行為の追認 108

無権代理人の責任 108

代理人の権限濫用 108

法人格の否認 108

代表取締役・取締役の責任

任 103

地方公共団体との取引 104

公益法人との取引 104

無権利者の取引(権利外の取引) 105

共同企業体との取引 104

名板貸の責任 105

無権利者の取引(権利外の取引) 105

権利能力なき社団・財団との取引 104

第二 預金 106

預金契約 106

一 預金契約の性質 106

預金契約の成立 106

振込による預金 106

預金者の認定 106

盜取・詐取した金銭による預金 106

預金契約の仮装 106

員外預金 106

預金の書替え 106

預金取引約款 106

預金の支払 106

預金の債権の準占有者に対する弁済 106

口座引落し 106

預金の弁済供託 106

その他 106

預金の差押転付 106

預金の差押 106

預金に対する転付命令の効力 106

預金に対する転付命令の効力 106

預金との相殺 106

預金からの相殺 106

五

四

三二

(2)(1) (2)(1) (7)(6)(5)(4)(3)(2)(1)

1 (8)(7)(6)(5)(4)(3)(2)(1) 預金

3 (2)(1) (2)(1) (7)(6)(5)(4)(3)(2)(1)

2 (8)(7)(6)(5)(4)(3)(2)(1) 預金

3 (2)(1) (2)(1) (7)(6)(5)(4)(3)(2)(1)

1 (8)(7)(6)(5)(4)(3)(2)(1) 預金

3 (2)(1) (2)(1) (7)(6)(5)(4)(3)(2)(1)

六	預金の相続	(3)(2)(1)
七	不法行為責任	〇〇三
八	預金と時効	〇〇三
九	預金の時効期間	〇〇三
一〇	預金の時効中止	〇〇三
一一	時効の援用	〇〇三
一二	預金取引の解約	〇〇三
一二	預金取引・小切手用紙回収の責任	〇〇三
一四	定期預金の中途解約	〇〇三
一五	暴力団排除条項に基づく導入預金	〇〇三
一六	歩積両建預金	〇〇三
一七	預金契約解約	〇〇三
一八	税務調査	〇〇三
一九	開示義務	〇〇三
二〇	預貯金者保護法	〇〇三
二一	手形・小切手行為	〇〇三
二二	手形行為の解釈	〇〇五
二三	手形行為独立の原則	〇〇五
二四	手形・小切手の署名	〇〇五
二五	手形行為の代理	〇〇五
二六	表見代理	〇〇五
二七	表見代表	〇〇五
二八	無権代理の追認	〇〇四
二九	代理人の権限濫用	〇〇四
三〇	双方代理	〇〇四
三一	無権代理人の責任	〇〇四
三二	手形行為と自己取引	〇〇四
三三	手形行為の瑕疵	〇〇四
三四	錯誤による手形行為	〇〇四
三四	詐欺による手形行為	〇〇四

六	手形保証の方式	(2)(1)
五九	手形保証と主債務との関係	(14)
四九	手形外の保証契約	共同受取人の裏書
四九	手形の引受	支払場所
四九	手形の引受・手形保証の方式	支払銀行の調査義務と偽造手形・小切手支払による責任
四五	手形支払呈示	支払呈示
四五	手形債権による相殺	手形債権による相殺
四五	手形支払拒絶	手形支払拒絶
四五	手形の特殊問題	手形の特殊問題
四五	自己宛小切手	自己宛小切手
四五	償還請求金額	償還請求金額
四五	支払拒絶宣言	支払拒絶宣言
四五	手形・小切手と銀行取引	手形・小切手と銀行取引
四五	手形貸付	手形貸付
四五	手形割引	手形割引
四五	割引手形の買戻し	割引手形の買戻し
四五	手形の書替え	手形の書替え
四五	手形の取立	手形の取立
四五	手形・小切手の偽造・変造	手形・小切手の偽造・変造
四五	盗難・滅失	盗難・滅失
四五	手形・小切手の偽造	手形・小切手の偽造
四五	手形の変造	手形の変造
四五	取り立委任文句の抹消	取り立委任文句の抹消
四五	手形の盗難・紛失・滅失	手形の盗難・紛失・滅失
四五	除權判決(現・除權決定)	除權判決(現・除權決定)
一二	手形・小切手の時効	手形・小切手の時効

(1) (10) (9) (8) (7) (6)	(5) (4) (3) (2) (1)	融資契約	一 送 金	時効期間
金銭消費貸借の要物性	株式払込	電信送金	二 送 金	時効の中斷
返済期日	保管業務	送金小切手の支払	三 送 金	利得償還請求権
組合貸付・員外貸付	第六 貸 付	振込	四 送 金	手形債権と原因関係
害金	付隨業務	組戻し	五 送 金	手形交換と原因関係
金銭消費貸借の利息・損		外国為替	六 送 金	依頼返還
害金			一 送 金	手形交換の性質・効力
増担保			二 送 金	入金証明
証書貸付			三 送 金	誤った不渡処分と銀行の
保険契約者貸付			四 送 金	責任
代理貸付			五 送 金	手形不渡異議申立
名義貸し			六 送 金	
貸金業法			一 送 金	

九八	七六	五	四三二	一
留置権	民事留置権	商事留置権	留置権の実行	取引履歴開示義務
抵当権	抵当権の効力の及ぶ範囲	工場抵当	抵当権	カードローン
先取権	抵当建物の増改築・移築	合体・合棟等	合体・合棟等	ファイナンス・リース
質権	被担保債権の範囲	被担保債権	被担保債権	シンジケートローン
抵当権の順位の譲渡・放棄	抵当権の順位の譲渡・放棄	被担保債権の範囲	被担保債権	○五七
転抵当	被担保債権の範囲	被担保債権	被担保債権	○五七
抵当権の消滅	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七
根抵当権	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七
設定契約	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七
担保保有義務	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七
譲渡担保権	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七
讓渡担保契約	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七
讓渡担保契約の所有権移転	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七
讓渡担保権の実行	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七
物上代位	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七
その他	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七
仮登記担保	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七
目的別各種担保	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七
動産・商品(集合物)担保	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七
集合債権担保	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七
農地担保	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七
商業手形担保	被担保債権	被担保債権	被担保債権	○五七

(6)(5)(4)	(3)(2)(1)時	(10)(9)(8)(7)(6)(5)(4)(3)(2)(1)相 続人	二	第一〇	その他の担保手段
時効停止	時効の援用	時効期間	第一一	第一一〇	ゴルフ会員権担保
権利失効の原則	成後の債務の承認	時効利益の放棄（時効完 成）	第一二	第一一九	株式担保
時効の中断	時効の援用	時効期間	第一三	第一二八	代理受領
時効の援用	時効の中断	時効期間	第一四	第一二九	振込指定
時効の承認	時効の承認	時効期間	第一五	第一三〇	保証契約
時効の放棄	時効の放棄	時効期間	第一六	第一三一	保証債務の付従性
時効の完成	時効の完成	時効期間	第一七	第一三二	保証人の求償権
時効の終了	時効の終了	時効期間	第一八	第一三三	根保証
時効の終了	時効の終了	時効期間	第一九	第一三四	連帯保証
時効の終了	時効の終了	時効期間	第一九〇	第一三五	共同保証
時効の終了	時効の終了	時効期間	第一九一	第一三六	信用保証協会の保証
時効の終了	時効の終了	時効期間	第一九二	第一三七	信用組合の保証
時効の終了	時効の終了	時効期間	第一九三	第一三八	支払保証委託
時効の終了	時効の終了	時効期間	第一九四	第一三九	損失補償契約
時効の終了	時効の終了	時効期間	第一九五	第一四〇	共同相続
時効の終了	時効の終了	時効期間	第一九六	第一四一	相続分
時効の終了	時効の終了	時効期間	第一九七	第一四二	相続の対象
時効の終了	時効の終了	時効期間	第一九八	第一四三	相続人
時効の終了	時効の終了	時効期間	第一九九	第一四四	第九
時効の終了	時効の終了	時効期間	第二〇〇	第一四五	第八 保証
時効の終了	時効の終了	時効期間	第二〇一	第一四六	(2)(1)
時効の終了	時効の終了	時効期間	第二〇二	第一四七	(2)(1)
時効の終了	時効の終了	時効期間	第二〇三	第一四八	(2)(1)
時効の終了	時効の終了	時効期間	第二〇四	第一四九	(2)(1)
時効の終了	時効の終了	時効期間	第二〇五	第一五〇	(2)(1)

三	債権者代位権・債権者取消権	二〇九
(2)(1)	債権者取消権の一般的要件	二〇九
(2)(1)	債権者取消権の行使と効力	二〇九
(2)(1)	不動産・動産の譲渡	二〇九
(2)(1)	金銭給付	二〇九
(2)(1)	債権譲渡	二〇九
(2)(1)	担保権設定	二〇九
(2)(1)	本旨弁済・代物弁済・贈与	二〇九
(2)(1)	債権者代位権	二〇九
二	債権者取消権の行使と効力	二〇九
一	弁済による回収	二〇九
九八七六五	弁済の方法	二〇九
四	弁済充當	二〇九
三	第三者の弁済	二〇九
二	代物弁済	二〇九
一	一部弁済	二〇九
九	弁済供託	二〇九
八	その他の	二〇九
七	相殺による回収	二〇九
六	自働債権の要件	二〇九
五	相殺適状	二〇九

五 四

— 1 —

(5) (4) (3) (2) (1)	民事再生	破産手続	二二六
会社更生	破産者の免責	二二七	二二七
民事再生手続	共益債権	二二八	二二八
否認権	別除権	二二九	二二九
別除権	相殺権	二三〇	二三〇
相殺禁止	強制競売の担保責任	二三一	二三一
	違法・不当執行と銀行の責任	二三二	二三二
	財産開示手続	二三三	二三三
	仮差押	二三四	二三四
	仮処分	二三五	二三五
	譲渡命令	二三六	二三六
	生命保険金の差押	二三七	二三七
	出資持分の差押	二三八	二三八
	債権差押	二三九	二三九
	不動産の差押	二四〇	二四〇
	生命保険金の差押	二四一	二四一
	出資持分の差押	二四二	二四二
	債権差押	二四三	二四三
	不動産の差押	二四四	二四四
	第三者異議	二四五	二四五
	訴えの提起	二四五	二四五
	公正証書による執行	二四五	二四五
	土地・建物の共同抵当	二四五	二四五
	土地・建物の所有者	二四五	二四五
	土地登記・仮差押された土	二四五	二四五

銀行取引約定書関係	
当座勘定・手形交換関係	
銀行取引約定書ひな型	へ1へ三八
暴力団排除条項参考例	(銀行取引約定書に盛り込む場合) へ4へ三五
信用金庫取引約定書(参考例)	へ5へ三四
信用組合取引約定書	へ9へ三〇
農協取引約定書	へ12へ三〇七
当座勘定規定ひな型	へ16へ三〇三
暴力団排除条項参考例	(当座勘定規定に盛り込む場合) へ19へ三〇〇
約束手形用法ひな型	へ20へ二九
為替手形用法ひな型	へ21へ二九
小切手用法(一般当座用)ひな型	へ21へ二九
東京手形交換所規則、同施行細則	へ22へ二七
預金関係	
総合口座取引規定ひな型	へ37へ33
普通預金規定ひな型	へ37へ33
暴力団排除条項参考例	へ37へ33
(普通預金規定に盛り込む場合)	へ40へ39
普通預金規定(個人用)(参考例)	へ43へ40
貯蓄預金規定ひな型	へ43へ40
期日指定定期預金規定ひな型(通帳式)	へ45へ45
通知預金規定ひな型(通帳式)	へ47へ47
定期積金規定ひな型	へ49へ49
カード規定試案	へ50へ50

銀行取引約定書関係

融資關係

消費者者口一ノ契約書	
(非提携月利方式) (参考例)	
当座勘定貸越約定書	53
支払承諾約定書	55
定期預金担保差入証	56
商業手形担保約定書	58
有価証券担保差入証	59
金銭消費貸借契約証書	61
根抵当権設定契約証書	60
(单由日本累積式)	60
2	61
一五	60
一五八	59

烏鵲關係

為替關係	(単独担保累積式)	62
	信用保証協会保証契約約定書例	64
	一五五	

貸金庫

貸金庫規定ひな型……………<68>一五
暴力団排除条項参考例
(貸金庫規定に盛り込む場合)…<70>一四五

預金關係

その他

銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	71
銀行業における表示に関する公正競争規約	71
印紙税	72
登録免許税	75

(明治二十九年四月二十七日)

第一編 総則

第一章 通則

(基本原則)

- 第一条 (1) 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
 (2) 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
 (3) 権利の濫用は、これを許さない。

(解釈の基準)

- 第二条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を目指して、解釈しなければならない。

第二章 人

第一節 権利能力

(成年)

- 第三条 (1) 私権の享有は、出生に始まる。
 (2) 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

第二節 行為能力

(成年被後見人及び成年後見人)

- 第八条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人として、これに成年後見人を付する。

- 第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

- 第四条 年齢二十歳をもつて、成年とする。

(未成年者の法律行為)

- 第五条 (1) 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。
 (2) 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

(保佐開始の審判)

- 第六条 (1) 一種又は数種の営業を許された未成年者は、そ

- の営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。
 (2) 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人人は、第四編(親族)の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(後見開始の審判)

- 第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

- 第一条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

(被保佐人及び保佐人)

- 第二条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

(保佐人の同意を要する行為等)

- 第三条 (1) 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- 一 元本を領収し、又は利用すること。

- 二 借財又は保証すること。

- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

(訴訟行為をすること)

- 四 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意)をすること。

- 五 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する仲裁合意)をすること。

- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。

- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈との申込みを承諾し、又は負担付贈を承認すること。

- 八 新築、改築、増築又は大修繕をするること。

- 九 百六百三十条に定める期間を超える貸借貸すること。

- 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- (3) 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

(4) 保佐人の同意を得なければならない行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(保佐開始の審判等の取消し)

第一四条 (1) 第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

(2) 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助開始の審判)

第一五条 (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力が十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又是第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

(2) 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。

(3) 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九第一項の審判とともにしなければならない。

(被補助人及び補助人)

第一六条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

(補助人の同意を要する旨の審判等)

第一七条 (1) 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならぬ旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。

(2) 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意を得なければならない。

(3) の同意がなければならない。

(4) 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意しないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

(4) 保佐人の同意を得なければならない行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(補助開始の審判等の取消し)

第一八条 (1) 第十五条第一項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、前条第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(2) 前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

(審判相互の関係)

第一九条 (1) 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。

(2) 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。

(住所)

第二二条 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

第三節 住所

第二三條 (1) 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

(2) 日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただし、準拠法を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、この限りでない。

うかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

(2) 制限行為能力者の相手方は、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をしないときも、同項後段と同様とする。前二項の期間内に特別な方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(3) 特別な方式を具備した旨の通知を発しては、前二項の期間内にその行為を取り消したものとみなす。その方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(4) 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第十七条第一項の審判を受けた被補助人に対しても第一項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(制限行為能力者の詐術)

第二二条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせたため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

(住所)

第二三條 (1) 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

(2) 日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただし、準拠法を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、この限りでない。

(仮住所)

第二四条 ある行為について仮住所を選定したときは、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確認する旨の催告をすることができる。

行為に関しては、その仮住所を住所とみなす。

第四節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告

(不在者の財産の管理)

第二五条 (1) 従来の住所又は居所を去った者（以下「不在者」という）がその財産の管理人（以下この節において単に「管理人」という。）を置かなかつたときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする。

(2) 前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取り消さなければならない。

(管理人の改任)

第二六条 不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することができ

(管理人の職務)
第二七条 (1) 前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。
(2) 不在者の生死が明らかでない場合は、家庭裁判所は、不在者が又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、利害関係人にも、前項の目録の作成を命ずることができ
(3) 前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

(管理人の権限)

第二八条 管理人は、第二百三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明らかでない場合に

おいて、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

(管理人の担保提供及び報酬)

第二九条 (1) 家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。
(2) 家庭裁判所は、管理人と不在者との関係の他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。

(失踪の宣告)

第三〇条 (1) 不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。
(2) 戰地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。

(失踪の宣告の効力)
第三一条 前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去つた時に、死亡したものとみなす。

(失踪の宣告の取消)

第三二条 (1) 失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時に死亡したことの証明があつたときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない。
(2) 失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

第五節 同時死亡の推定

第三二条の二 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後にお生きしていたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

第三章 法人

(法人の成立等)

第三三条 (1) 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。
(2) 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益目的とする法人、營利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。

(法人の能力)

第三四条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(外国法人)

第三五条 (1) 外国法人は、國、國の行政区画及び外国会社を除き、その成立を認証しない。ただし、法律又は条約の規定により認証された外国法人は、この限りでない。

(2) 前項の規定により認証された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。

(登記)

第三六条 法人及び外国法人は、この法律その他の法令の定めるところにより、登記をするものとする。

(外国法人の登記)

第三七条 (1) 外国法人（第三十五条第一項ただし書に規定する外國法人に限る。以下この条において同じ。）が日本に事務所を設けたときは、三週間以内に、その事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 外国法人の設立の準拠法
 ① 土地及びその定着物は、不動産とする。

二 目的
 ② 不動産以外の物は、すべて不動産とする。

三 名称
 ③ 無記名債権は、動産とみなす。

四 事務所の所在場所

五 存続期間を定めたときは、その定め

六 代表者の氏名及び住所

② 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、三週間以内に、変更の登記をしなければならない。この場合において、登記前については、その変更をもつて第三者に対抗することができない。

③ 代表者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を任命する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その登記をしなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

④ 前二項の規定により登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した日から起算する。

⑤ 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することができる。

⑥ 外国法人が事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

⑦ 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。

⑧ 外国法人の代表者が、この条に規定する登記を怠つたときは、五十万円以下の過料に処する。

第三八条から第八四条まで 削除

第四章 物

(定義) この法律において「物」とは、有体物をいう。

(不動産及び動産)

第八六条 ① 土地及びその定着物は、不動産とする。

② 不動産以外の物は、すべて不動産とする。

③ 無記名債権は、動産とみなす。

(主物及び従物)

第八七条 ① 物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附屬させたときは、そ

の附屬させた物を従物とする。

② 従物は、主物の处分に従つ。

(天然果実及び法定果実)

第八八条 ① 物の用法に従い收取する産出物を天然果実と

する。

② 物の使用の対価として受けるべき金銭その他の物を法定

果実とする。

(果实の帰属)

第八九条 ① 天然果実は、その元物から分離する時に、これを收取する権利を有する者に帰属する。

② 法定期限は、これを收取する権利の存続期間に応じて、日割計算によりこれを取得する。

第五章 法律行為

第一節 総則

(公序良俗)

第九〇条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

(任意規定と異なる慣習)
 第九一条 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる意思表示(以下「意思表示」といいます)を有しているものと認められるときは、その慣習に従う。

(公示による意思表示)
 第九八条 ① 意思表示は、表意者が相手方を知ることでなければ、隔離地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

② 隔離地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであつても、そのための効力を妨げられない。

(心裡留置)

第九三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知つたときであつても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

(虚偽表示)

第九四条 ① 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

② 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対する抗争ができる。

(錯誤)

第九五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があつたときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があつたときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

(詐欺又は強迫)

第九六条 ① 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

② 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行つた場合は、相手方がその事実を知つたとき以降、その意思表示を取り消すことができる。

③ 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

(隔離地者に対する意思表示)

第九七条 ① 隔離地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

② 隔離地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであつても、そのための効力を妨げられない。

方法によつてすることができる。

(2) 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法(平成八年法律第九百号)の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があつたことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代え、市役所・区役所・町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。

(3) 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した時に、の掲載に代わる公示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があつたときは、到達の効力を生じない。

(4) 公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。

(5) 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならない。

第三節 代理

(意思表示の要件及び効果)

第九条の二 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者又は成年被後見人であったときは、その意思表示をもつてその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知つた後は、この限りでない。

(代理行為の要件及び効果)

第九条 ① 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。

② 前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表示について準用する。

(本人のためにすることを示さない意思表示)

第一〇〇条 代理人が本人のためにすることを示さないでし

た意思表示は、自己のためにしてしたものとみなす。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたときは、前条第一項の規定を準用する。

(代理行為の瑕疵)

第一〇一条 ① 意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知つていたこと若しくは知らなかつたことにつき過失があつたことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

② 特定の法律行為をすることを委託された場合において、代理人が本人の指図に従つてその行為をしたときは、本人は、自ら知つていた事情について代理人が知らなかつたことを主張することができない。本人が過失によつて知らなかつた事情についても、同様とする。

(復代理人の権限等)

第一〇七条 ① 復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。

② 復代理人は、本人及び第三者に対して、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。

(法定代理人による復代理人の選任)

第一〇六条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができます。この場合において、やむを得ない事由があるときは、前条第一項の責任のみを負う。

(自己契約及び双方代理)

第一〇八条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

(代理権授与の表示による表見代理)

第一〇九条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行った行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、この限りでない。

(権限外の行為の表見代理)

第一一〇条 前条本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信すべき正当な理由があるときについて準用する。

(代理権の消滅事由)

第一一一条 ① 代理権は、次に掲げる事由によつて消滅する。

一 本人の死亡

二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。

を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠つたときは、この限りでない。

(代理人による復代理人の選任)

第一一〇四条 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することはできない。

(復代理人を選任した代理人の責任)

第一一〇五条 ① 代理人は、前条の規定により復代理人を選任したときは、その選任及び監督について、本人に対してその責任を負う。

② 代理人は、本人の指名に従つて復代理人を選任したときは、前項の責任を負わない。ただし、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨

は、前項の責任を負わない。ただし、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨

は、前項の責任を負わない。ただし、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨

金融取引小六法 2017年版

2016年12月15日 第1刷発行

編集代表 神田秀樹
判例編集 責任編集 黒田直行
発行者 金子幸司
発行所 株式会社経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4823

営業所／東京 03 (3267) 4812 大阪 06 (6261) 2911 名古屋 052 (332) 3511 福岡 092 (411) 0805

制作／地切修 印刷／富士リプロ(株)

© Hideki Kanda 2016

ISBN978-4-7668-2392-9

“経済法令グループメールマガジン”配信ご登録のお勧め

当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページのトップ画面からご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <http://www.khk.co.jp/> ☆

定価はケースに表示しております。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。